

○東京藝術大学旅費規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正	平成18年3月31日	平成22年5月21日
	平成23年7月8日	平成25年10月24日
	平成27年11月26日	平成28年3月24日
	平成29年3月2日	平成30年3月1日
	平成30年4月10日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、本学の業務のため旅行する役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 本学が役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行 本邦における旅行をいう。

(2) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(3) 出張 本学の業務のため役職員が一時勤務地を離れて旅行し、又は、役職員以外の者がその住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 新たに採用された役職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規則において「何々地」という場合には、本邦にあつては、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費計算の起点駅)

第3条 旅費の計算の基礎となる起点駅は、旅行の目的地に応じ、原則として、別表第1に掲げるところによるものとする。

(旅費の支給)

第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給

する。

- 2 役職員以外の者が、本学の依頼に応じて業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 3 役職員が、出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族に対し旅費を支給する。

(旅行命令等)

第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、学長又は別表第2に示すその委任を受けた者（以下「旅行命令者」という。）の旅行命令（承認）又は旅行依頼（承認）（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 第37条に規定する招聘者が旅行する場合は、前項の規定によらず、当該旅行は旅行依頼によって行われなければならない。

- 3 旅行命令者は、旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合は、当該旅行者に通知しなければならない。

(旅行命令等に従えない旅行)

第6条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、速やかに旅行命令者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(旅費の請求及び精算手続)

第9条 旅費（仮払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをするものに提出しなければならない。

- 2 仮払いに係る旅費の精算は、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内とする。

- 3 第1項の請求書に添付する書類は、別表第3に掲げる書類とする。

(報告)

第10条 旅行を終了したときは、速やかに必要な報告をしなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(内国旅費の種類)

第11条 内国旅行の旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 鉄道賃

(2) 航空賃

- (3) 船賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料
- (7) 移転料
- (8) 着後手当
- (9) 扶養親族移転料
(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、乗車に要する運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金（役員に限る。）とする。

2 急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路により旅行する場合に支給する。ただし、業務上やむを得ない場合を除き、原則として特別急行料金は片道100キロメートル以上、普通急行料金は片道50キロメートル以上のものに支給する。

3 座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で原則として片道100キロメートル以上のものに該当する場合に支給する。

4 前3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる交通機関を利用した場合の普通急行料金又は特別急行料金及び座席指定料金又は特別車両料金（役員に限る。）を支給することができる。

(1) 京成スカイライナー

(2) その他用務の日程等を勘案し最も経済的な通常の方法と認められる交通機関（航空賃）

第13条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(船賃)

第14条 船賃は、乗船に要する旅客運賃座席指定料金並びに特別船室料金（役員に限る。）とする。

2 座席指定料金は、座席指定のある船舶を運航する航路により旅行する場合に支給する。

(車賃)

第15条 車賃は、業務上の必要により、自動車等を利用した場合にその実費を支給する。

(日当)

第16条 日当は、旅行中の日数に応じ別表第4の1日当たりの定額による、ただし、旅行者が同一旅行地に滞在する場合、その地域に到着した翌日から起算して滞在日数30日を超える日数については、別表第4の定額の10分の9に相当する額、滞在日数60日を超える日数については、別表第4の定額の10分の8に相当する額を1日当たりの定額とする。

(宿泊料)

第17条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表第4の1夜当たりの定額による。ただし、旅行者が同一旅行地に滞在する場合、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える日数については、別表第4の定額の10分の9に相当する額、滞在日数60日を超える日数については、別表第4の定額の10分の8に相

当する額を1日当たりの定額とする。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第5の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令者は、業務条の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第19条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合、別表第4の日当の5日分及び宿泊料の5夜分を支給する。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料は、赴任の際扶養親族を旧勤務地(新たに採用された役職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。)から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 12歳以上の者については、当該役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費、宿泊料及び着後の宿泊料の定額並びに日当及び着後の日当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満(赴任を命ぜられた日において胎児であった子を含む。以下同じ。)の者については、当該役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費、宿泊料及び着後の宿泊料の定額並びに日当及び着後の日当の3分の1に相当する額

2 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、第18条及び前項に規定する額に相当する額を支給する。

(近距離旅行の旅費等)

第21条 勤務地から片道路程100キロメートル未満の日帰り出張を外勤とし、第5条に定める旅行命令等に替えて旅行命令者への口頭確認の上、外勤を行うものとする。この場合、鉄道賃、船賃及び車賃に限り支給する。ただし、勤務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合には、第5条の旅行命令等により、日当及び宿泊料を支給する。

(勤務地以外の同一地域内旅行の旅費)

第22条 勤務地から片道路程100キロメートル以上の同一地域(第2条第2項に規定する地域をいう。)における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転

料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

(役職員以外の者の旅費)

第23条 第4条第2項の規定により支給する旅費は、当該旅行に係る用務の内容、その者の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して、これと同等と認められる役職員に準じて別表第3及び別表第4を適用するものとする。

(遺族の旅費)

第24条 第4条第3項の規定により支給する旅費は、当該職員の死亡地から勤務地までの往復及び必要な滞在に要する当該職員相当の旅費とする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費の種類)

第25条 外国旅行の旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 鉄道賃
- (2) 航空賃
- (3) 船賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料
- (7) 移転料
- (8) 着後手当
- (9) 扶養親族移転料
- (10) 旅行雑費

(鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃)

第26条 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃は、原則として通常の経路による旅客運賃、急行料金、寝台料金により実費を支給する。

- 2 旅客運賃の等級が、3以上の階級に区分されているときは、原則として最下位(役員にあっては、最下級の直近上位の級とする。)の階級とする。ただし、旅行命令者が必要と認める場合に限り、最上級の直近下位の級の運賃とすることができる。

(日当、宿泊料)

第27条 日当及び宿泊料については、別表第6により旅行中の日数に応じ、日当については1日当たりの定額、宿泊料については1夜当たりの定額とする。ただし、旅行者が同一旅行地に滞在する場合、その地域に到達した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える日数については、別表第6の定額の10分の9に相当する額、滞在日数60日を超える日数については、別表第6の定額の10分の8に相当する額を1日当たりの定額とする。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。
- 3 1日の外国旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(移転料)

第28条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地（新たに採用された役職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地までの路程に応じ、別表第7に定める額（以下、本条において「定額」という。）とする。ただし、2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが、同一勤務地について一回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の移転料の額は、赴任の際に扶養親族を居住地から勤務地へ随伴して赴任したものとみなして、第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして、前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額とする。

（着後手当）

第29条 着後手当は、別表第6の日当の10日分及び宿泊料の10夜分を支給する。

（扶養親族移転料）

第30条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

（1）扶養親族を旧在勤地から所在動地まで随伴するとき。

（2）外国に在勤中、学長の承認を受け、同一勤務地について1回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

2 扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた日における随伴する扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

（1）配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費、宿泊料及び着後の宿泊料の定額並びに日当及び着後の日当の3分の2に相当する額

（2）12歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費、宿泊料及び着後の宿泊料の定額並びに日当及び着後の日当の3分の2に相当する額

（3）12歳未満の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費、宿泊料及び着後の宿泊料の定額並びに日当及び着後の日当の3分の1に相当する額

（勤務地以外の同一地域内旅行の旅費）

第31条 勤務地以外の同一地域（第2条第2項に規定する地域をいう。）における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

（役職員以外の者の旅費）

第32条 第4条第2項の規定により支給する旅費は、当該旅行に係る用務の内容、その者の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して、これと同等と認められる役職員に準じて別表第3及び別表第6を適用するものとする。

（遺族の旅費）

第33条 第4条第3項の規定により支給する旅費は、当該職員の死亡地から勤務

地までの往復及び必要な滞在に要する当該職員相当の旅費とする。

(旅行雑費)

第34条 旅行雑費の額は、次に掲げる各号の実費を支給する。

- (1) 旅行者の予防注射料
- (2) 旅券の交付手数料及び査証手数料
- (3) 入出国税等の税金
- (4) 旅客サービス施設使用料
- (5) 海外旅行傷害保険料

第4章 雑則

(旅費の調整)

第35条 学長は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規則による旅費を支給することが適当でないと認める場合は一部減額して支給することができる。

2 学長は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規則による旅費により旅行することが困難であると認める場合には、これを増額して支給することができる。

3 学長は、役職員が外部機関から旅費の全部又は一部を支給される場合は、その支給を受ける限度において旅費を減額して支給する。

(旅費の特例)

第36条 労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定により帰郷旅費を支給すべき場合は、その金額を旅費として当該職員に対して支給する。

(外国からの招聘者に対する特例)

第37条 外国からの招聘者（以下「招聘者」という。）に対し支給する旅費に関しては、次の各号によることができる。

- (1) 招聘者の旅費の請求及び精算手続を代行する者として、旅費責任者を置くことができる。この場合において、旅費責任者は各部局の会計担当係長とする。
- (2) 催物等で専門的知識又は技能を有する招聘者を国内に招聘する場合の日当及び宿泊料の額は、外国旅費の支給区分における職員の欧米及び中近東地区の単価を適用することができる。ただし、当該招聘者の日当及び宿泊料の額を別に定める場合は、この限りでない。

(実施規定)

第38条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東京藝術大学旅費規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

旅費の計算の基礎となる起点駅

交通機関名	勤務地			
	上野校地	取手校地	千住校地	横浜校地
東日本旅客鉄道	上野駅	取手駅	北千住駅	石川町駅
東京地下鉄	上野駅	—	北千住駅	—
京成電鉄	京成上野駅	—	—	—
東武鉄道	—	—	北千住駅	—
首都圏新都市鉄道	—	—	北千住駅	—
横浜高速鉄道	—	—	—	馬車道駅 元町・中華街駅

注1 美術学部古美術研究施設は、近畿日本鉄道の近鉄奈良駅を起点駅とする。

注2 路線バス以外の自動車を利用する場合の旅費の計算の基礎となる起点は、それぞれ利用料金が発生する地点又は各キャンパスの正門とする。

別表第2（第5条関係）

旅行命令（承認）権限区分

旅行命令者	命令を受ける役職員	命 令 の 範 囲
学長	役員、部局長	内国及び外国旅行並びに依頼出張
部局等の長	部局等に所属する職員 （教員及び医療職員）、 課長、事務長	内国及び外国旅行並びに依頼出張
音楽学部附属音楽高等学校長	所属する職員（教員）	内国及び外国旅行並びに依頼出張
課長又は事務長	室長	内国及び外国旅行並びに依頼出張
課長、事務長又は事務室長	所属する職員（事務職員及び技術職員）	内国旅行（外国旅行並びに依頼出張の旅行命令者は、所属の部局長とする。）

- 注1 「部局等」とは、事務局、保健管理センター、美術学部（美術研究科を含む。）、音楽学部、映像研究科、国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術情報センター、グローバルサポートセンター及び戦略企画インテリジェンスをいう。
- 2 旅行命令者の事務代理は、学長にあっては理事、部局等の長にあっては学長、課長又は事務長にあっては部局等の長、室長にあっては課長又は事務長とする。
- 3 役職員以外の者の出張及び外部機関への出張依頼は、同表に準ずる。

別表第 3（第 9 条関係）

旅費請求書に添付すべき書類

事 項	添 付 書 類
第 7 条但し書きの規定による旅費	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明するに足る書類
第13条及び第25条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類及び搭乗を証明する書類（航空チケット半券等（ただし、招聘者の帰路を除く。））
第15条に規定する車賃（乗合自動車以外のものを利用した場合に限る。）及び第26条に規定する鉄道賃、船賃及び車賃	その支払を証明するに足る書類
第19条及び第29条に規定する着後手当	その支払を証明するに足る書類
第20条及び第30条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること、その年令及び移転を証明する書類並びにその支払を証明するに足る書類
第34条に規定する旅行雑費	その支払を証明するに足る書類

別表第 4（第16条、第17条関係）

内国旅行の日当、宿泊料		
区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
役 員	3,000 円	14,000 円
教授、准教授	2,600 円	13,100 円
上記以外の者	2,300 円	10,500 円

- 注 1 定額を超える宿泊料については、出張申請時において、出張伺書にその必要性を記載し旅行命令者の承認を得た場合に限り支給する。
- 2 宿泊先が、美術学部附属古美術研究施設、不忍荘、草津セミナーハウスの場合、宿泊料は、美術学部附属古美術研究施設4,000円、不忍荘4,000円、草津セミナーハウス4,500円とする。
- 3 宿泊料を業者へ直接支払う場合は、実費とする。

別表第 5（第18条関係）

内 国 旅 行 の 移 転 料

区 分	鉄道50km未満	鉄道50km以上 100km未満	鉄道100km以上 300km未満	鉄道300km以上 500km未満
役 員	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
職 員	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円

区 分	鉄道500km以上 1000km未満	鉄道1000km以上 1500km未満	鉄道1500km以上 2000km未満	鉄道2000km以上
役 員	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
職 員	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

注 1 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 k mをもって鉄道の 1 k mとみなす。

別表第 6（第27条関係）

外国旅行の日当、宿泊料			
区 分		日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
役 員	欧米及び 中近東地区	7, 5 0 0 円	2 8, 0 0 0 円
	その他地方	5, 5 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
職 員	欧米及び 中近東地区	6, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円
	その他地方	4, 5 0 0 円	1 3, 0 0 0 円

注 1 欧米及び中近東地域とは、次の各号の地域のことをいい、その他地方とは、それ以外の地域のことをいう。

(1) 北米地域（国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「国の規程」という。）第17条第1号の地域）

(2) 欧州地域（国の規程第17条第2号の地域）のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア（モスクワを除く。）を除いた地域

(3) 中近東地域（国の規程第17条第3号の地域）

(4) アジア地域（国の規程第17条第4号の地域）のうち、シンガポール

(5) アフリカ地域（国の規程第17条第7号の地域）のうち、アビジャン

2 定額を超える宿泊料については、出張申請時において、出張伺書にその必要性を記載し旅行命令者の承認を得た場合に限り支給する。

3 長期の研修等の場合、旅行命令者が宿泊施設を借り上げた方が経済的であると判断した場合には、その借り上げ代金を当該宿泊地における宿泊料の定額とみなす。

4 宿泊料を業者へ直接支払う場合は、実費とする。

別表第 7（第28条関係）

外国旅行の移転料

区 分	鉄道100km未満	鉄道100km以上 500km未満	鉄道500km以上 1000km未満	鉄道1000km以上 1500km未満	鉄道1500km以上 2000km未満
役 員	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円	425,000 円
職 員	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円	348,000 円

区 分	鉄道2000km以上 5000km未満	鉄道5000km以上 10000km未満	鉄道10000km以上 15000km未満	鉄道15000km以上 20000km未満	鉄道20000km以上
役 員	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
職 員	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円

注 1 路程の計算については、水路及び陸路 1 k mをもってそれぞれ鉄道の 1 k mとみなす。